

## 保存版

保護者の皆様へ

熊野町立熊野第二小学校

# 警報発令時等の対応について（お願い）

平素から本教育の推進にご理解とご協力を賜り心からお礼申し上げます。

熊野町では、ガイドラインをもとに警報時の学校の対応を定めています。令和3年5月20日からの避難情報等の文言修正にともない、ガイドラインを次のとおり変更します。ご確認の上、ご協力をよろしく申し上げます。なお、登校後の対応については、学校HP「大規模災害等発生時の児童の引き渡しの流れ」をご確認下さい。

- 1 午前6時の時点で熊野町に特別警報が発令されている場合、又は、「暴風」、「大雨」、「洪水」、「大雪」、「暴風雪」の5つの警報のいずれか1つでも発令されている場合、臨時休業とする。※ 波浪特別警報と高潮特別警報は除く。
- 2 災害発生の恐れがあり、午前6時の時点で熊野町にレベル4「避難指示」が発令されている場合、自宅待機とし、午前11時までにレベル4「避難指示」が解除されない場合には、臨時休業とする。
- 3 警報が発令されていない場合でも、危険が予想されるときは、必要に応じて臨時休業又は、自宅待機の指示を「情報メール」（登録していない家庭には電話）により児童の保護者に連絡する。  
※臨時休業又は自宅待機を決定した場合、町教育委員会より町内放送を行う。  
※熊野第二小学校では、レベル3「高齢者等避難」でも臨時休校となる場合がある。その時は、「情報メール」（登録していない家庭には電話）により児童の保護者に連絡する。
- 4 自宅待機を解除し、登校させる場合、「情報メール」により児童の保護者に連絡する。